内装制限一覧表

建築基準法施行令第128条の3の2、第128条の4、第129条及び第112条、 第128条の3等の内装制限に関する部分を要約一覧表としたもの。

	特殊建築物等		対象となる規模等				制	限
		付外连来彻守	耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路·階段等
	1	劇場、映画館、演芸場、 観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計 が400㎡以上のもの	客席の床面積の合計が100㎡以上のもの			は 天 壁 準 井 ·	<u>壁</u>
特		病院、ホテル、旅館、 <u>下宿、共同住宅、寄宿舎</u> <u>(※1)</u> 児童福祉施設等	3階以上部分の床面積の もの[100㎡(共同住宅は2 されたものは除く]		2階以上部分の床面 積の合計が300㎡以上 (病院はその部分に患者 の収容施設がある場合に 限る)のもの	床面積の合計が 200㎡以上のもの	不燃以上(3階製燃以上(3階	天井とも準不燃以上※3
殊 建築物-	3	ダンスホール、遊技場、	3階以上部分の床面積 の合計が1,000㎡以上の もの	2階部分の床面積の合	計が500㎡以上のもの	床面積の合計が 200㎡以上のもの	『以上に居室を有するものエ1.2m以下除く)	
		自動車車庫、自動車修理 工場、映画スタジオ又は テレビスタジオ 地階又は地下工作物内に	全部				不燃 以上 社	不壁 燃 以 上 +
		上記1、2、3の用途の 居室を有するもの					※と 3も 準	※と 3も 準
建築物の規模	6	階数が3以上で延べ面積50 階数が2で延べ面積1,000n 階数が1で延べ面積3,000n	nfを超えるもの	難燃以上 壁(床面上1.2m以 下除く)天井とも ※3	準不燃以上 (壁・天井とも) ※3			
無窓	7	ない旧主(人力の間との川	床面積が50㎡をこえる居 面積の合計が床面積の1/	準不燃以上 (壁・天井とも)	準不燃以上 (壁・天井とも)			
調理		を超えるものを除く) 調理室、浴室その他の室 で、かまど、コンロ、その他		作業室等(法第28条第1項) 階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に 火を使う施設を設けたもの		準不燃以上	*3	
室等	ď	火を使用する設備又は 器具を設けたもの	としたものを除く	主宅以外の建築物に火を使う設備を設けたもの			(壁・天井とも) ※3	

<除外規定>上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のもの及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	9		100㎡以内に防火区画 200㎡以内に防火区画(乙種防火戸を除く) 500㎡以内に防火区画(乙種防火戸を除く)	きびこう さびのもり はのシ なったり		き・床面 -1.2m J下除く
		地下街	100㎡以内に防火区画	倍 `ラ に設 に に設 に 拡置等 大 す 自		
			200㎡以内に防火区画(乙種防火戸を除く)		壁・天井とも準不燃以上壁	≝·床面 _1.2m
			500㎡以内に防火区画(乙種防火戸を除く)	でれ動		- 1.2m 人下除く

- ①回り緑、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。
- ②法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。
- ③内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。
- ④この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照して下さい。

(平成5年6月25日施行)

- ※1 下宿、共同住宅、寄宿舎の準耐火建築物(令第115条2の2第1項第1号の技術基準に適合するもの。1時間耐火)は、耐火建築物とみなされる。
- ※2 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場。
- ※3 その仕上げに準ずるものとして建設大臣が定める方法により建設大臣が定める材料の組み合わせによってしたもの。